

平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会社名	株式会社ソフィアホールディングス
代表者名	代表取締役社長 吉永 正紀
(コード番号)	6942)
問合せ先	法務部長 太田 幹彦
(TEL)	03-6205-5330)

当社連結子会社の解散及び特別清算に関するお知らせ [経過報告]

当社連結子会社である株式会社ソフィアモバイル（以下、「ソフィアモバイル」といいます。）では、平成 25 年 3 月 29 日公表の「当社連結子会社の解散及び特別清算に関するお知らせ」のとおり、現在特別清算手続を進めておりますが、当該手続の終結までの日程につき、代表清算人より報告を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別清算手続申立後の経過状況

当社連結子会社であるソフィアモバイルは、平成 25 年 3 月 29 日公表の「当社連結子会社の解散及び特別清算に関するお知らせ」にてお知らせした予定のとおり、特別清算手続開始の申立てを行い、平成 25 年 5 月 29 日付で、特別清算手続開始決定を受けております（東京地方裁判所平成 25 年(ヒ)第 2040 号）。これにより、ソフィアモバイルでは、当該手続に関する債権者集会を平成 25 年 8 月 30 日までに実施することとし、全ての手続を本年度中（概ね平成 25 年 10 月から 11 月頃）に終結させることを予定いたしました。

一方、当該手続とは別に、ソフィアモバイルは、KDDI 株式会社（本社：東京都千代田区）の子会社である株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下、「ワイヤ・アンド・ワイヤレス」といいます。）から、平成 23 年 9 月 8 日付で電気通信回線等の利用料金 4 9 3 1 万 5 千円の支払いを求める訴訟を提起されておりましたが（東京地方裁判所平成 23 年(ワ)第 29706 号売掛金請求事件）、ソフィアモバイルでは、当該請求額のうち、その 9 割 5 分強にあたる金 4 6 8 6 万 6 8 9 5 円については、これが完全定額制であるはずの契約の内容に反した超過利用料の請求であったことから、請求の理由がないとして争っておりました。しかるに、当該訴訟においては、平成 25 年 6 月 13 日付で判決が言い渡され、当社側の主張を全面的に認める内容が東京地方裁判所において示されております（詳細は次段）。しかしながら、ワイヤ・アンド・ワイヤレスは、平成 25 年 6 月 25 日、この判決内容を不服とし、控訴したため、特別清算手続上、協定案の内容に従った最終的な分配額の確定をする段において一時的な支障が生じる可能性が発生いたしました。これにより、本年度中を予定していた全ての手続の終結までの日程については、依然早期の完了を目指すものの、その終結時期は流動的となりました。

2. ワイヤ・アンド・ワイヤレスとの間における訴訟（第一審）の概要

- (1) 平成 23 年 9 月 8 日、ワイヤ・アンド・ワイヤレスからソフィアモバイルに対して、電気通信回線利用料 4 9 3 1 万 5 0 0 0 円の支払を求める訴訟が提起されました。
- (2) 本訴訟でワイヤ・アンド・ワイヤレスは、同社とソフィアモバイルとの間の電気通信回線提供契約には、基本料金のほかに、パケット通信について一定の通信量を超過する分には従量課金する旨の合意があったとして、月額基本料金の総額（平成 23 年 2 月度から同年 6 月度。2 4 4 万 7 5 4 0 円。月額あたり 4 8 万 9 5 0 8 円。）に加え、4 6 8 6 万 6 8 9 5 円の超過利用料金の支払をソフィアモバイルに求めました。
- (3) ソフィアモバイルは、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが契約締結に際して提示した各種パンフレット及び提案書において「使い放題」、「定額」等の文言を示し、締結した契約書（「3G サービスの提供に係る覚書」）においても、その中に超過利用料金に関する定めを一切おこななかったこ

と等から、問題となった契約は完全定額制であり、超過利用料金の支払い義務はないと主張しましたが、これに対し、ワイヤ・アンド・ワイヤレスは、当該契約にはワイヤ・アンド・ワイヤレスが別途制定し、ホームページ上で公開していた「Wi 2 Mobile (S) 通信サービス約款」なる約款が適用されるなどとして、当該契約は一部従量課金制であると主張しました（ワイヤ・アンド・ワイヤレスの主張によると、当該約款上、1回線当たり、定額の基本料金の範囲内で350万パケットまで回線使用できることとなっており、このパケット量を超えた場合には、約款に基づき1パケットあたり0.0126円（消費税等を含まない）の料金がかかるところ、平成23年2月度の回線使用において、全回線合計で37億1964万4307パケットの超過利用分が発生したというものでした。）。

- (4) 本訴訟第一審の口頭弁論は平成25年4月18日に終結し、同年6月13日に判決の言い渡しが行われ、ソフィアモバイルがワイヤ・アンド・ワイヤレスに対して支払うべき電気通信回線利用料は毎月48万9508円（107回線分）の完全定額制であるとして、超過利用分を含まない244万7540円（及び平成23年10月13日から支払済みまで年6分の割合による金員）のみの請求が認められるに留まりました。
- (5) 本訴訟における最大の争点は、問題となった電気通信回線提供契約が一部従量課金か（基本料金のほかに、パケット通信について一定の通信量を超過する分には従量課金する旨の合意があったか。前記の約款が適用されるか。）完全定額制か、という点でありましたが、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが契約締結交渉過程において提示したパンフレットや各提案書において終始一貫して使用されていた「使い放題」等の文言について、裁判所は、これを『一般人が完全定額制の意味に理解するものである』旨の説示をした上で、『仮に本件契約（一部中略）を上記のとおり解釈せずに、原告（ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の主張するとおり本件契約が一部従量課金制であるとすると、原告は被告（ソフィアモバイル）に対し、実際には従量課金部分が存在するにもかかわらず、原告が会社として作成した顧客向けのパンフレットにおいて、一般人であれば完全定額制の意味に理解するのが通常である「使い放題」という言葉をもって、基本料金の範囲で使い放題などという「使い放題」の本来の語義とは異なる意味で使用し、顧客の誤解を招くおそれの高い勧誘行為を組織的に行っていたことになって不合理である』（括弧内は当社側で補足）等とし、本件契約を完全定額制であると認定しました。

3. 本訴訟に関する当社側の見解と今後の基本方針

電気通信事業者の提供するパケット通信料定額制サービスは、現在広く世の中に普及しておりますが、これと同時に、このサービスを前提とした数多くのビジネスモデルが構築され、いわゆるMVNO事業者をはじめとした多くの事業者が、関連ビジネスに参入しているところであります。

幸いなことに、本件第一審におきましては、当社側の主張が上記下線部分に示した箇所に見られる通り、全面的に認められる運びとなりましたが、本訴訟が提起する問題は、パケット通信料定額制サービスの提供を前提として、その認識の上でビジネスを行う全ての事業者にとって、ある共通の危険性を示唆すると同時に、平穏な商取引における事業者間の信頼関係を揺るがしかねないものであると考えております。

従いまして、本訴訟につきましては、当社側では引き続き控訴審においても同様に当社側主張の正当性を訴え続ける一方、この問題が、当社グループのみならず、多くの関連事業者に影響を与え得るものであるとの判断のもと、今後とも、可能な限り情報を開示してまいりたいと考えます。

4. ソフィアモバイルの概要

(1)	商号	株式会社ソフィアモバイル	
(2)	所在地	東京都新宿区新宿三丁目9番1号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表清算人 鈴木 規央	
(4)	事業内容	デジタルサイネージ端末の販売・レンタル等	
(5)	資本金の額	149,950,000円	
(6)	設立年月日	平成19年2月28日	
(7)	大株主及び持株比率 (平成25年7月31日現在)	ソフィア総合研究所株式会社 100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の100%子会社であるソフィア総合研究所株式会社が同社株式の100%を保有しております。
		人的関係	該当事項はありません。

	取引関係	当社は、同社から業務を受託するとともに同社に対し経営指導を行っておりましたが、現在、該当事項はありません。		
(9) 最近事業年度における業績の動向		(百万円)		
		平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売上高		70	224	126
営業利益		△78	△140	△199
経常損益		△82	△122	△200
当期純損益		△31	△183	△211
総資産		208	250	11
純資産		38	55	△156

5. 今後の見通し

本件が、平成 26 年 3 月期の連結業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後公表すべき事実が生じた場合は速やかに公表いたします。

以 上